

会議録（要点筆記）

会 議 名	第2回 第6期米原市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成31年2月8日（金）午前10時00分～12時05分
開 催 場 所	米原庁舎 会議室2A
出席者および欠席者	出席者：白石委員、山本委員、松井委員、堀井委員、中嶋委員、田中委員、鈴木委員、谷口委員 事務局：政策推進部 宮川次長 政策推進課 松村課長補佐、川崎主査、吉井主任 傍 聴：なし 欠席者：竹中委員、大楽委員
議 題	・第6期委員会について ・住民投票条例（案）について
結 論	・次回の、第6期自治基本条例推進委員会では、オフライン（対面）でのゆるやかな交流、関わり方について、オンラインでの情報共有の在り方について、自治体職員の地域との関わり方について議論する。 ・住民投票条例案については、一方の意見によって投票が誘導されないよう情報の発信、共有に配慮する運用方法とすることを推進委員会の意見とする。 ・住民投票条例案については、次回の会議でパブリックコメントの結果について報告する。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  会長          会長	1 開会 2 次長あいさつ ※要石委員の後任として中嶋委員就任について紹介  3 議題 議題（1）今期委員会について 前回の委員会では、次回の委員会で、自治基本条例の理念に沿ったまちづくりの運営状況について検証評価を進めていこうということになっていたのですが、今回は、具体的な検証評価の方法について事務局が資料を作成されたので、説明をお願いします。  ※事務局から資料1について説明  まず、私から1点、地域担当職員制度の利活用が減っていることや、議会の報告会の参加者数が減っていることから、行政や議会と住民との接触の密度や頻度が減っているのか、あるいは、情報の共有としてインターネットを利用する媒体では概ね安定した件数となっており、こちらの方が大きな役割を担うように変化してきたのか、どのような状況か補足説明をお願いしたい。

事務局	<p>住民のみなさんと行政との距離感が移り変わり、接し方も変わってきていると感じている。一昔前は市内の職員がほとんどで、職員＝市民であり、自治会のパイプ役として地元で汗をかくのは当然のことであった。現在は、市外県外の職員が3割程いる中で、市長も常々言っていることだが、市民に寄り添った施策を展開するためには、現場、地域に入ることが大事だということを踏まえて、地域担当職員制度ができた。制度を活用していく中で、自治会の課題解決のための組織をつくることによって新たな役員が増えてしまい、地域課題の解決に取り組もうとすることが新たな負担を生むという悪循環もあり、平成31年度は、「避難行動要支援者の避難支援体制づくり」、「自治会における女性登用の推進」、「空家への移住定住促進」に取り組まれた自治体に対して、自治会の交付金を加算し、さらに地域担当職員制度も活用していただけるようにした。議会の関係については、議会に対する価値観、思い入れが二極化しているような状況で、市民との意見交換会を開催しているが、そこで参加者が温度差を感じてしまう状況があり、議会としても新しい方法について議論いただいている。新しい行政とのつながり方について、委員のみなさんのお知恵もお借りしながら考えていきたい。</p>
会長	<p>従来、地域を支え、形づくってきた取組が根本的に変化しつつあるとともに、新しい対応としていろんな形でのアプローチの手段は用意しているのが現状であるとの説明をいただいた。その他、資料についての質問や委員のみなさんがお感じになったことについてお話いただきたい。</p>
委員	<p>地域のまちづくり委員会に関わっている。地域担当職員制度は利用していないが、地域に住んでいる職員が多くいるので、委員会に入ってもらってパイプ役となっただけである。どの地域でも過疎化が進んできており、自分の地域でも平成元年には500人いた住民が、平成30年には330人、50年後には200人ほどになり、ほとんどが独居となる。何年後にこういう変化がおき、そのときにはこういう課題がでてくるということを掴んでおいて、それに向けて今から対策に取り組んでいくことが大切。</p>
会長	<p>インターネットで「オンライン」「オフライン」という言葉があるが、従来の、いわばオフラインの対面型の活動が、少子高齢化の影響で事情が変わってきている。一方で、クラウドファンディングのようなオンラインの活動でまちを支えていくことも可能となっているが、オンラインの活動で全て解決できるものでもなく、オフラインの活動も重要。</p>
委員	<p>前回も話が出ていたが、情報が届いている層と届いていない層が大きく分かれていると感じる。もう1点、便利だからという理由で、米原駅前に引っ越して来られる人も多く、県の移住促進事業に関わる中で、米原の自然、文化に興味をもた</p>

委員	<p>れ、さらに便利という点が魅力に感じられているように思う。便利さだけを求める層と、市の景観等を求めている層に分かれているとも感じる。情報の話に戻るが、インターネットを利用しない親世代のようなオフライン層が、広報などをよく読み、意外と米原のことをよく知っている。オンライン層もインスタグラムやフェイスブックで市の情報を得ている。そのどちらでもない、広報も見ないし、インスタはするが、わざわざ米原市のアカウントをフォローしていないという、米原市に興味のない人が結構いるので、こういう層をどうするかが課題。資料1を見ると、市でも情報発信でいろいろ試みをされているが、意図が見えない。例えば、ターゲットは住んでいる人なのか、移住してほしい人なのか、ターゲットを明確にしないと情報が響かない。こういう媒体を使って、どのように米原市を感じてほしいかが具体的に提案できるような情報発信が必要。そうすることで、市の情報に興味を持たない層にも興味を持ってもらえるようになるのではないかと感じた。</p>
副会長	<p>去年、学生と米原市を訪問する機会があり、学生との議論の中で、地域のネックになっているもの、いわばマイナス要素をプラスに変える発想、力、経験が大切だと感じた。</p>
事務局	<p>委員から核心をつくような意見があった。市の情報を発信するために、広報まいばらを筆頭に、広報を読まない様々な年代層に対しては、伊吹山テレビ、フェイスブックなどいろんな媒体を使って一生懸命伝えようとはしているが、言い方を変えれば、情報の押し売りになっており、逆に欲しい人には物足りないという状況になってしまっている。情報を取りにきた人に、何を感じて欲しいかを意識した情報の出し方、それぞれの媒体の使い方をもう一度見直す必要があると感じた。</p>
委員	<p>行政、議会との接点がどうあるべきかという点で、市民がまちのことに参加できる接点が必要。例えば、市長との意見交換会では、団体からの申請でしか受け付けられないという形式が、上からの押し付けに感じてしまうこともある。地域担当職員制度についても、現在は1つの自治会しか活用されていない状況だが、自治会に作業的な負荷ばかりかかって、地域が良くなっているという実感が伴わないことが、疲弊とか、市民側のもうちょっとやろうという意識につながっていない。議会報告会に以前参加したことがあるが、今はワークショップ形式など、新しい形式で実施され、それを生かして、市民がもうちょっと知りたい、参加したいという思いにつながるやり方が必要。</p>
会長	<p>他の自治体と関わる機会もある中で、米原市はいろいろなことに取り組んでいるという印象を受ける。新しい時代における、行政や議会の在り方を考えてこれ</p>

会長	た成果だと思う。委員からいくつか発言があり、第6期の委員会として、今後議論する事案を絞っていけたらと考えている。何をテーマにするか、他の委員の御意見はどうか。
委員	地元の自治会では、女性役員はゼロ。役員のみなさんも高齢化しており、今後、自治会が運営できるのか心配。今は婦人会もなく、子ども会の運営も難しく、自治会役員が手伝って維持しているのが現状。少子高齢化はどの自治体にも言えることで、若い人が移住してくれないので仕方がないが、先ほど御意見があったようにマイナスをプラスに変えて運営していくことが大切だと感じた。
会長	今の御意見は、日本全国共通の課題で、今後、きちんと世代交代できるのかについては、最大の問題。新しい活動であれ、従来からの活動であれ、必要なことをやりながら、次の世代の担い手を育成する、渡していくということは重要な課題。
委員	自治会システムに限界がきていると感じる。30歳代、それより若い世代は、多様な考え方をもち、住む場所、働く場所を自由に選択する人が増えてきている中で、選んでもらうときに、何かの強制、縛りがあるというのは選ばれない理由になり得る。ゆるいつながりのコミュニティを自治会が担うべきなのかという議論はあるが、米原ではこういう自治会を目指すというようなことを打ち出せば、選ばれる理由になり、若い世代が入ってくることで、お互いに変化があっていいものになるのでは。
会長	従来とは違うアプローチをして、いろんな人たちに関わってもらって米原市づくりが必要となってくる。マイナス部分なのかもしれないが、変えていくモチベーションになるのであれば、プラスに転じていけるのではないかと。おそらく、過去の経験をお持ちの方と新しいジェネレーションの人たちが対話できるチャンスとして残された時間はそれほどない。役割分担と協働の在り方について、焦点をあてた議論をして、米原の中でみんなが活躍できる環境をつくっていけるよう議論できればと思う。
委員	子どもがまだ小さく、広報やインターネットを見る余裕がなかった。今の職に就いて、広報を見る機会や市民の方と接することも増え、市のことについて初めて知ることもあり、勉強することばかり。自分たちの世代は同じ状況ではないか。自分の経験や同じ世代の人の意見を聞いて仕事の参考にしている。
会長	対面的なことも含め、全員が全員あらゆることに関与するとか、かつてのように四六時中地域のことに関わることができる人は、現実的にはいない。これまでと

<p>会長</p>	<p>は違う、ゆるい関わり方が米原でどう用意できるのかが問われている。全ての人 が何にもつながらない生き方がしたいというわけではないが、中間の部分の選択 が豊富にないと関わりようがない。これまでの御意見を総括すると、オフライン の部分では、共有、交流する場をどう考えていくのか、オンラインの部分では、 ターゲットとなる人や掘り起こせていない人とどのように情報共有するかを議論 しながら、新しい協働の姿、住民自治の活性化について提案していくことが必要 かと思う。また、自治体の職員が地域の一員としてどういう関わりをしていく か、この3点について議論を深めていきたいと思う。必要な制度改正や条例制定 については、この委員会の期間では難しいかもしれないが、次期委員会に申し送 り、機会を改め議論していただきたい。</p> <p>次の議題として、第4期の委員会で住民投票条例の骨子案について提言があり、 事務局で議論いただきこのような形になった。条例案の説明や今後の決定までの スケジュール等について事務局に説明をお願いします。</p> <p>議題（2）住民投票条例（案）について ※事務局から資料2（①②③）について説明</p>
<p>会長</p>	<p>委員のみなさんの理解を深めるため、地方自治法に定める投票と住民投票条例で はどのような違いがあるか、制度上の特質を補足説明いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長や議会議員の選挙と住民投票の違いについては、選挙では公職選挙法により さまざまな制限を受ける。例えば、選挙運動は期間や文書の配布方法など一定の 規制があるが、住民投票条例では投票運動は自由にできることになっている。ま た、常設型の住民投票条例の特徴としては、住民投票を実施する場合、規定数の 署名があれば可能。個別条例型では、住民投票を実施する際、その案件の住民投 票条例をつくり、議会に提出するというプロセスがその都度必要で、議会で否決 されると住民投票はできないことになる。米原市では、常設型とすることで、住 民投票条例できるステージを作っておきたいと考えている。今期の委員のみなさ んの任期の中での条例制定を目指しており、内容について御理解をいただきた い。また、条例案に対して、推進委員会として御意見があればいただきたいと考 えている。</p>
<p>会長</p>	<p>条例案の内容や今後のプロセスについて何か御質問があれば。自治体が政策を決 めていく際に、住民が意見表明できる手段の一つとして住民投票制度を活用した いという方向性については了解いただけるか。住民投票条例の制定に向けて、今 後、議会との議論についても前向きに取り組んでほしいということをご第6期委員 会の意見としてよろしいか。</p>

委員	<p>イギリスの EU 離脱について、国民投票で票数が僅差だった中で、その決め方が良かったのか、投票結果を受けて混乱している状況を見ると、この住民投票条例案では、投票運動が自由にできるということだが、投票する際に、どういう情報が出てくるか、市民がその情報をどう受け止めるか、正しい情報を選べるのかが重要で、この点についてもっと議論する必要があると考える。住民投票で決めようとする案件に対して、どれだけの市民が関わって、話し合いができて、納得できたのかというベースがあつての投票だと思うので、1日の投票で決まることは危険だと考える。</p>
会長	<p>1回の投票でどこまで正しい判断に基づいた結果なのかということは難しいところがあるかもしれないが、米原市で議論されているこの条例案は、間接民主主義を補完して住民の意思を確認したいというものなので、EUの国民投票のように結果として内閣が総辞職しなければならないような仕組みとして制定されるわけではない。投票資格者の総数の1/3以上署名と1/2を超える投票が必要であることを考えると、かなり議論が熟さないと、住民投票に結びつくことは難しいと個人的に思う。</p>
委員	<p>策定の経緯と具体的な事案について教えていただきたい。</p>
会長	<p>日本の場合、住民投票条例として可決される例は、数えるほどしかなかった。住民が署名を集めても、議会で条例案が否決され、住民投票に至らなかったものが大半で、初めて多くの人が体験したのが平成の大合併の住民投票だった。多くの民主主義の国では、住民に直接意見を聞く制度があるが、日本では国が求めることがほとんどなかったため、自治体が施策を進めるに当たって、住民の合意を得て進めていくことが必要だとの議論があり、住民投票のような意見表明の制度が必要だという流れになってきた。英国の国民投票は、1票の重みを知らしめた事例だった。</p>
副会長	<p>意思決定のプロセスとしての住民投票条例に対する理解が必要。議会での意思決定は、市長、議会が審議することで、直接住民に問わずに意思決定ができるという意味では、スムーズな意思決定ができる反面、住民に直接問わないことで、住民の意思と住民によって選ばれた議員の意思とが乖離している場合、政策を実行したものの期待されたとおりの効果がなかったということが、産業廃棄物処理場建設等の事例で実際見られた。公共事業をはじめとして、大規模事業は市民への影響が大きいのので、市民に一番身近な自治体レベルで住民投票を行うことの意味が大きいのではないか。議会だけではなく直接住民に問うことの必要性が10年、20年かけて認識されてきたと思う。</p>

会長	委員から住民投票に関する懸念や策定の意図について質問があったので、事務局から御説明ください。
事務局	<p>住民投票条例の制定については、市民との協働のまちづくりを進める上で、住民の意思を確認する仕組みは制度として必要だという議論があり、自治基本条例第17条に明記されている。当時、自治基本条例を制定する中では、個別条例型が望ましいとされていたが、自治基本条例の制定から10年が経過し、社会情勢も変わってきている中で、住民が自分たちの意思を表示したい事案に対し、個別条例型の場合は、議会の議決等により住民投票が実施されない状況も起こり得るため、一定の人数が集まれば、住民投票が実施できる常設型として議論を進めてきた。この制度はあくまでも最終手段であり、どんな案件でも署名さえ集めれば住民投票が実施されてしまっただけではいけないし、御意見にもあったように、1回だけの投票ですべてが決まってしまうのかという懸念もあるため、行政から案件に関する情報提供は必要だと考える。住民に十分な理解がないまま、安易に判断が下されてしまったり、片一方の誘導によって恣意的に判断されることもあり得るため、それまでの議論、情報提供の在り方が重要になることにも考慮し、市民の意見を汲み取る、市民が参画できる制度の大前提として住民投票条例を制定するものとした。</p>
会長	<p>リスクはあるもので、民主主義の制度においては、議員、首長を選ぶときにも起こり得る。リスクはいつの時代にもあり、この先ずっと善政を敷くような首長、議員、職員であるとは限らない。何かのときにはストップをかけられるような手段をどこかで確保しておかないと、みんなが当事者でまちづくりを考えられないのでは。リスクはゼロではないが、だからといって住民の思いもない中でのことが決まってしまうのはいかがなものか。パブリックコメント制度や情報公開制度により、自治体の職員や議員にとっても政策の進め方が随分変わり、いい効果があったと思う。常設型だからといって、住民投票が次々に行われることは、現状ではない。米原市民の民主主義的な力が上昇していくことを期待して、この制度について考えていてもらいたいということを、今ほどの意見を付すような形でしてはどうか。</p>
委員	<p>市民が直接意見を表明する機会があったほうが良いと考えている。懸念しているのは、理解が不十分なまま投票を進めてしまうことなので、条例案の中に、情報開示の方法や、議論の場をもつことなどについて明記されると良い。例えば、案件に反対する意見が、公の場で投票前に述べられる場もあって良いと思うし、そういうことが担保される条例であってほしいと思う。</p>

会長	条例と規則と2段階で作られるので、例えば、市民や行政、いろいろな形の意見が交流できるような手続きについては、規則の中で明記できる可能性があるが、議会との議論もあるだろうし、推進委員会の意見のとおりにならないかもしれないが、事務局いかがか。
事務局	必要な仕組みについては、内部協議し、条例あるいは規則で担保できるようにしたいと考えている。
会長	住民投票条例のリスクについて、ある程度回避できるよう運用上で考えてもらいたいということを委員会の意見として事務局にお伝えする。
事務局	誤解のないように1点補足したい。国民投票やリコール（解職請求）の結果には法的拘束力があるが、今回の住民投票条例に関しては、結果に対する法的拘束力はない。住民の民意を問う必要があるような重大な案件が発生したときに、民意を聞くためのルールがないことが、今の時代にそぐわない。最近の事例では、沖縄県で県民投票への不参加を表明した自治体には、その住民の意思を表示する権利を奪っているという意見もあった。議員、首長がいる中で、なおかつ住民の民意を聞かなければならない重大な案件が発生したときに、民意を聞き取るルールがあることが市民協働のまちとして標準装備であるべきだと考えている。何らかの案件に対して住民投票をしたいがために条例をつくらうとしているものではないことを御理解いただきたい。
会長	条例の運用が市民にとって、行政や首長にとってより意味のあるものである必要がある。2つ目の議案については、運用についてのリスクの懸念も意見として出たので、市民の意見を汲み取って、議論しながら、きちんとした投票ができるようなプロセスを大事にしてほしいということでとりまとめていただきたい。議題は以上となるが、今後議論したい内容について、その他ご意見ある方は。
委員	推進委員会で何を議論していくかについて、自治会の運営が難しくなってきた中で、人数の多いところ少ないところがあり、課題もそれぞれ違うので、自治会の機能のカスタマイズができるような仕組みづくりについての議論があっても良いかと思う。一律の枠ではなく、この自治会はこういう状況なのでここを強化しようとか、それが協働事業のテーマとしてあがってくることもあると思う。多様な形を話し合うことができたらと思う。
会長	自治会の現状について知らないまま、協働を進めていくことはできないので、そこを調べながら必要な議論があれば、市民の在り方、関わり方の問題として提起できれば。次回以降、議論のテーマに加えていきたいと思う。



	閉会
会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u>0人</u> <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 一部公開または非公開とした理由 ( )
会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： )
全部記録の有無	会議の全部記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 録音テープ記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
担当課	政策推進課